

(木材需要者側)

氏名	栗原英昭
職名	技術グループ部長
団体名	カリモク家具株式会社 Karimoku Furniture Inc

1 団体の概要 Brief introduction of the organization

(1) 弊社が加盟する業界団体である日本家具産業振興会の説明

日本家具産業振興会は、2010年4月に、1957年5月設立の(社)国際家具産業振興会と1964年2月設立の(社)日本家具工業連合会が合併により設立した。

会員は主として家具製造業者、その他家具流通業者、デザイナー等

主たる目的は家具産業の振興・発展と国際化の促進を通じて国民生活の文化的向上と通商経済の促進に寄与すること

現在正会員 51 社・団体、賛助会員 15 社の計 66 の企業・団体に構成

(2) カリモク家具(株)の紹介

2010年4月に刈谷木材工業(株)(1947年設立)とカリモク家具販売(株)(1968年設立)とが合併し、カリモク家具(株)となり、カリモクグループの本社機能をはたしている。

愛知県に所在し、木製家具の製造・卸売業、年商 215 億(2011年度実績)、従業員 890 名(2012年4月時点)

グループ会社全体として、メーカー 5 社・木材供給の資材部門 4 社からなり

営業部門としては、日本全国に 27 営業所・ショールーム 19 箇所を構え製造・卸売を実施している。

2 合法性が証明された木材利用の取組の実態 Outline of utilization of Goho-wood

(1) パラウッド材の活用

弊社の環境問題及び合法性木材の取り組みの一つに 1988 年からマレーシアに資材工場を設立し、短サイクルで植林されるパラウッド材(ゴム樹液採取の木)を使用した家具を生産。

もともと、ゴム樹液採取後利用されずに焼却されていたパラウッド材を当社の改質技術により、家具用材として使える様にし、現在もパラウッド材の家具製品の開発・製造・販売をしている

(2) 合法木材供給事業者としての活動

2006年にグリーン購入法改正にともない、合法性証明木材の証明書の調達が義務付けされて以来、弊社も製品に使用する木材の合法証明書を調達・発行する活動がスタートした。

日本家具産業振興会より業者認定を取得し、社内における分別管理を行い、取引先への証明の連鎖として、前工程より証明書を調達して、弊社としても合法性の証明書を発行している。

2011年度、弊社の合法性証明木材の調達量は全体で4,697,607 m³。

(MTCC2, 592, 485 m³・RPP1, 276, 101 m³・PEFC654, 948 m³・FSC126, 498 m³・業者認定 47, 575 m³)

(3) 森林認証材への取組み

昨年、森林認証のFSC・PEFCのCOC認証を取得しまして、今年度は、PEFC認証製品を立上げ、展示会等にて得意先や一般ユーザーへのアナウンス・アピールをしている。

先日行われた、IFFT（国際家具見本市）においては、参考出展ではあるが、FSC認証製品の展示も実施した。

今後も、一企業として、合法性証明への取組や、森林認証製品の需要に寄与していきたいと考えている。

3 合法性証明木材への取組の背景 Background of the activities

グリーン購入法に基づいた違法伐採対策の活動によって、合法性証明木材への意識が高まった。

グリーン購入法は公共工事・施設に限られるが、国内資材メーカーの意識は高く、対応率は上がってきていると思われる。

国の方策としては、この様な公共工事・施設に対する対応を一般企業としても標準的に取組む事が、ひいては一般消費者への対応が順次なされていく事を目指しており、秩序の遵守や環境対応に繋がって行く事を目的としているものと考えている。

しかしながら、グリーン購入法における合法性証明木材については、一般消費者への認知度・認識度はまだまだ低いのが実態

4 供給者側への期待 Request to supply side

弊社への供給者をみると、合法木材取扱事業者認定を取得していない・出来ない企業もまだなかにはあり、日本国内のグリーン購入法にもとづく、正式な証明書の調達が出来ない場面があるのも現状である。

また、海外からの輸入木材料においても、国により対応が様々で、分かりにくい場面があり弊社が取扱っている材料を見ると、特に中国材は輸入樹種が多く、中には証明書の取れないものもある。

アメリカ広葉樹輸出協会（AHEC）の様な統一した対応、統一したマーク、印章と言った対応が分かりやすい。

日本としてもスギ・ヒノキ等々の国産材内需拡大を推奨し活動を行っているが、海外からの輸入木材に頼るところはまだ大きく、そうした意味あいからも輸入材の合法性証明、証明書の発行しやすい環境を構築して行くことで、広く国内外に合法性証明の取組の輪を広げる事を期待している。

最終的には、われわれ製品を造る需要者側も一般消費者に対しては、供給者であり、国内供給業者においては、すべての取扱い資材が、合法性の証明出来る木材となるような取組を期待したい。

また、それを実現するために具体的に、証明が難しい資材、仕入先についても、より突っ込んだ取組み、確認をし、証明の方法を探して頂きたい。

当然、輸入品もしかりの話で、国によって対応がまちまちである事から、国として違法伐採へ取り組むために、輸入品への統一された基準、証明方法、統一された証明書、マーク、印章などを一目で分かる対応をして頂きたい

そのためには、輸入先国での対応が必須条件となるため、それぞれの輸出入国での取組みが重要になるので、是非とも取組んで頂きたい

出来ることならば、特別な証明書を有しなくとも、簡易な方法で合法性証明・証明書発行がなされる仕組みになる事を合せて切望する。

5 団体の今後の取組と課題について Challenges and problems to be solved

弊社の今後の取組みにおいては、やはり先ほど述べたとおり、すべての資材が合法木材となるべく関係企業への呼びかけと期待する。

自助努力としては、今後とも合法性の証明の出来る資材を吟味、確認しながら国や得意先や一般消費者からの要求に対応出来る様、取組んで行く考え

また、森林認証の COC 認証製品を今後とも策定しながら、木材の合法性の証明においては、COC 認証製品を中心に、合法材の普及に弊社としても努力をして行く考えである。

